

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件	二九
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件	三〇
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三〇
○福島県漁業調整規則により制限措置を定めた件	三〇
○地籍調査の結果について認証した件六件	三〇
○保安林の指定施業要件を変更する件	三三
○保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件	三三
○保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件	三三
公 告	
○落札者を決定した件	三三
○一般競争入札を行う件	三三

告 示

福島県告示第四百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を令和三年五月二十一日から令和三年九月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン二本松インター 福島県二本松市成田町一丁目八一〇番一ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
住所 福島県郡山市谷島町五番四二号
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ヨークベニマル
代表者の氏名 代表取締役 真船 幸夫
住所 福島県郡山市谷島町五番四二号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
令和三年十二月二十四日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
三千八百一平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 百八十五台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）収容台数 百九台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）面積 百四十一・二平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
（一）位置 別紙図面のとおり
（二）容量 十一・九八立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（一）開店時刻 午前九時
（二）閉店時刻 午後十一時
 - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前八時三十分から午後十一時三十分まで
 - 3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
数 三か所
位置 別紙図面のとおり

- 4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後十時まで
- 七 届出年月日
令和三年四月二十三日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商業まちづくり課）

福島県告示第四百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年五月二十一日から同年九月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
鹿島ショッピングセンター 福島県いわき市鹿島町米田字日渡五番地ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ヨークベニマル
代表取締役社長 真船 幸夫
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号

（変更後）株式会社ヨークベニマル
代表取締役社長 真船 幸夫
福島県郡山市谷島町五番四二号

- 三 変更した年月日
令和三年二月十一日
- 四 届出年月日
令和三年四月二十六日
- 五 届出をした者
平南ディベロップメント株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年五月二十一日から同年六月二十一日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務

課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三三七番二ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項の規定により、福島県漁業調整規則（令和二年福島県規則第六十八号。以下「規則」という。）第四条第一項第十一号に掲げる小型定置漁業につき、規則第十一条第一項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。
令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 第一 制限措置
 - 一 漁業種類
小型定置漁業
 - 二 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（令和二年十一月三十日時点で許可を受けている者の数）
〇（一）
 - 三 操業区域
漁業権者の同意があった共同漁業権漁場及び身網の設置される場所の最深部が最大高潮時において水深二十七メートル未満の漁場であつて漁業調整及び公益上支障がないと判断される区域
 - 四 漁業時期
毎年九月二十日から十一月十五日まで
 - 五 漁業を営む者の資格
福島県に住所を有すること。法人にあっては、福島県に主たる事務所の住所を有すること。
- 第二 許可の条件
競合する漁業との間に操業上の紛争が生じたときは、直ちに関係する者と協議して操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

（水産課）

福島県告示第四百十三号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、郡山市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
郡山市
- 二 成果の名称
郡山市中田町中津川の一部の地籍図及び地籍簿（中津川第5地区）

（農村計画課）

福島県告示第四百十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
会津若松市
- 二 成果の名称
会津若松市湊町大字共和の一部の地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第四百十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、湯川村の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
湯川村
- 二 成果の名称
河沼郡湯川村大字清水田の一部の地籍図及び地籍簿（田中地区）

（農村計画課）

福島県告示第四百十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、喜多方市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
山都町
- 二 成果の名称
耶麻郡山都町の一部の地籍図及び地籍簿（山都第6地区）

（農村計画課）

福島県告示第四百十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、福島市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
福島市
- 二 成果の名称
福島市大波の一部の地籍図及び地籍簿（大波第12地区）

（農村計画課）

福島県告示第四百十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 調査を行った者の名称
会津若松市
- 二 成果の名称
会津若松市徒之町の一部の地籍図及び地籍簿（徒之町第2地区）

（農村計画課）

福島県告示第四百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町長野字向山三一九六の二六（次の図に示す部分に限る。）、三一九六の二七
- 二 保安林として指定された目的
雪崩ゆたれの危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件
（一）立木の伐採の方法
（1）主伐は、択伐による。
（2）主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡南会津町田島字八千窪甲一六四八の六（次の図に示す部分に限る。）

甲一六四八の九

2 保安林として指定された目的
 雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、南会津町森林整備計画で定める

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 南会津郡南会津町大新田字小栗山一〇六七

2 保安林として指定された目的
 雪崩の危険の防止

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができない立木は、南会津町森林整備計画で定める

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林
 林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により、保安林の指定を
 解除する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が
 不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を新地町役場の掲示
 場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 石田明 佐藤佐一 佐藤香保里
- 二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定を解除する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 解除予定保安林の所在場所、指定された目的及び解除の理由については、保安林
 の指定を解除する予定である旨通知があった件（令和三年福島県告示第三百八十
 一 号）によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定によ
 り、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができるこ
 と。

（森林保全課）

福島県告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
 三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方
 のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規
 定により当該通知の内容を古殿町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、
 次のとおりである。

令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 根本慶蔵
- 二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林
 の指定施業要件を変更する件（令和三年農林水産省告示第五百五十二号）によるこ
 と。

（森林保全課）

福島県告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第
 三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方
 のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規
 定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、
 次のとおりである。

令和三年五月二十一日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
 森越藏 塚田多三郎 塚田勇吉

公告

二 通知の内容の要旨
1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和3年農林水産省告示第五百五十八号）によること。

（森林保全課）

公告第99号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年5月21日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
- 5 落札金額
57,200,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年2月5日

（税務システム課）

公告第100号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第

17号。以下「財務規則」という。)第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年5月21日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ノートパソコン 571台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和4年2月28日(月)
- (4) 納入場所 福島県警察本部情報管理課ほか計56か所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年6月16日(水)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、令和3年6月16日(水)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和3年5月21日(金)から同年6月16日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年5月31日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和3年5月31日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和3年7月9日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月8日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Laptop Computer 571 units
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 9 July 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 8 July 2021
- (4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7563

（入札用度課）